

市内での交通事故が多発しています。

暗くなつてから外出する際は、明るい服装や反射材を身につけましょう。また、運転者の皆さん、夕暮れ時は早めにライトの点灯をしましょう。事故の被害者にも加害者にもならないために、交通ルールとマナーをしっかりと守りましょう。

また「山梨県飲酒運転絶滅作戦」の優良市町村に都留市が選出され、交通安全推進県民大会にて表彰されました。今後も飲酒運転の根絶に市民一丸となつて取り組みましょう。

交通安全運動の重点目標

- 高齢者と子どもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 早めのライト点灯の徹底と反射材使用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 運転中の携帯電話などの使用禁止の徹底
- 自転車の安全利用の推進

交通事故発生状況

(平成22年1月1日～12月31日)

	都留市 (前年比)	県内 (前年比)
発生件数	161 (-15)	6,264 (-229)
死者数	2 (±0)	49 (+11)
負傷者数	213 (-1)	8,151 (-489)

自治会一斉消毒用機材の貸し出しについて

消毒用機材の貸し出し予約の受け付けを、3月15日(火)から開始します(15日については電話での受け付けはしません)。

また、台数に限りがあるので、予備日の受け付けはしません。雨などで予約日に消毒をできなかった際には、再度予約をお願いします。

なお、貸出日は、4月15日(金)からです。

申込・問合せ

市民生活課 環境創造室

後発医薬品(ジェネリック医薬品)についてご存知ですか。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

ジェネリック医薬品の主な特徴

■先発医薬品より安価であるため、患者さんの自己負担の軽減や医療保険財政の改善につながります。

■効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて審査を行っています。

■アメリカ、イギリス、ドイツなどの欧米では、使用されている医療用医薬品の約半分が後発医薬品です。日本では2割に満たないのが現状です。

※後発医薬品(ジェネリック医薬品)を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険証に同封し送付する「ジェネリック医薬品希望カード」をご活用ください。

富士の国やまなし国文祭 イメージソング募集

平成25年に山梨県で開催される「第28回国民文化祭・やまなし2013」(愛称:富士の国やまなし国文祭)の「イメージソング」(歌唱も含む)を募集します。

国民文化祭は、国民一般が行う文化活動を全国規模で発表・競演・交流する日本最大級の文化イベントです。

選定されたイメージソングは、プレイベントやPRキャンペーン、さらには大会の開閉式などで使用する予定です。

応募方法 申込用紙に記載のうえ、音楽メディア及び歌詞を郵送または持参してください。

※ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/kokubunsai2013/index.html>)から申込用紙がダウンロードできます。

寄付

介護老人保健施設つるの充実のため

■岩崎良野 100,000円 (敬称略)

ありがとうございました。

都留市の気象

	平成23年1月	平成22年1月	10年間の平均
最高気温	(9) 12.3℃	(20) 19.0℃	16.2℃
最低気温	(31) -7.6℃	(14) -8.0℃	-7.2℃
平均気温	0.7℃	2.6℃	1.6℃
降水日数	1.0mm以上 0日	1.0mm以上 1日	1.0mm以上 3.8日
降水量	0.0mm	8.5mm	64.1mm
平均湿度	52%	59%	59%

都留市消防署調べ()はその日

1月は本当に寒かったです。しかも、先日の大雪は大変でした。でも、これからは暖かくなりそう。お花見が楽しみ!!



応募期間

5月2日(月)～6月30日(木)

選考方法 1次審査の後、最終審査は公開コンテスト形式で実施します。

賞・賞金

■最優秀作品(イメージソング) 1作品 50万円

■優秀作品 若干 10万円

※平成23年度当初予算の成立が前提となります。

※詳細は、ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/kokubunsai2013/index.html>)をご覧ください。

応募・問合せ

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1
国民文化祭山梨県実行委員会事務局

☎055(223)1846
FAX055(223)1842

E-Mail: kokubunsai2013@pref.yamanashi.jp

貸金業法が大きく変わりました。

昨年の6月18日から、貸金業法が新しくなり、消費者金融などの貸金業者からの借り入れのルールが大きく変わりました。

主な内容は次のとおりです。

■総量規制が始まりました。

○個人の方については、原則として、年収の3分の1を超える借り入れができなくなりました。

○借り入れの際「年収を証明する書類」が必要になりました(借入額が50万円を超えるなどの場合)。

■法律上の上限金利が、借入額に応じて、15～20%に引き下げられました。

※詳細は、金融庁のホームページ(<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>)をご覧ください。

問合せ 県商業振興金融課
☎055(223)1538